

請負耕作の成立要因と展開条件に関する研究

一大川農事耕作会社の実態とその分析一

片岡文雄・沖本喬

昭和38年10月に大川農事耕作会社が設立され、これを契機として請負耕作に関する意見が出され、その評価については、各界に賛否両論がある。

この意見の差異は、現在の兼業化の方向をどうみるかというところから出たものである。

否定的立場によるものは、現在の兼業化の進展は、離農には結びつかず滞溜し、請負耕作はこの兼業農家を維持温存する役割を果すもの(手伝い会社)であって、近代的農業経営に逆行するものである。とする。

肯定的立場の意見は、請負耕作は兼業農家を満足させつつ、漸進的には大型機械一貫作業体系をもつ大規模経営へ発展するという見解である。

いずれにしても、請負耕作は、農業内外の影響によって変動する兼業化の質的量的条件によって、発展するか、または後退するかの何れかであって、請負耕作の成立展開の一般的要因は、この兼業化の推移にあるといえるが、さらに他の要因なり条件を調査結果から要約すると、次のようなものが考えられる。

1. 兼業の条件と安定

農外における就業条件(通勤距離、農外労賃、安定度)による。安定兼業の増加がプラス要因である。しかし、現在のように、田植、稲刈を地区内の臨時雇用を利用した請負では、安定兼業の増加が請負耕作会社自身の手不足となり、矛盾が生じる可能性がある。

2. 農家の労働力

補助労働力があって、基幹労働力の季節的不足の段階では余り期待できず、恒常的不足の段階で部分作業請負の対応がみられ、補助、基幹ともに恒常的不足となるとき全面委託となる。

3. 雇用労働量と賃金

地域内における雇用労働の不足は、農作業委託となり、雇用賃金(含賄)と請負耕作料金との比較有利性による対応となる。

4. 機械化と省力化

小型機械、省力技術の開発普及は、農家の土地執着意識から考えると請負耕作の成立要因としてはマイナスの要因となる。

5. 作目編成

地域農家の作目編成の推移

6. 小作料

近辺におけるタバコ耕作農家の相対請負による小作動向(借入面積とその料金)に左右され、相対請負に

おける小作料の騰貴はマイナスの作用となる。

## 7. 農業基盤整備

広域にわたる圃場区画と農道の整備,耕地の集中化が必要である。

## 8. オペレーターの確保と機械利用技術の習熟

## 9. 大中型機械化体系の実用化

現在の部分機械化は農家側,請負側両者にとって,その有利性を発揮していない。

## 10. 運営組織

社長1人で帳簿記帳,作業計画,人夫配置,対外交渉をおこなっており,運営,経営管理は不十分である。

## 11. 農業諸制度

### 農地法と現実の矛盾

請負耕作が生まれた当初は「あだ花」「私生児」「終着駅」などと評されていたが,昭和41年6月には正式に認知された。しかし,これはあくまでも現在の農地法をたてまえとしているために,農作業の時期決定,経営の危険負担,収穫物の所有権と処分権などは委託者にあり,これを遵守するとすれば,大川農事耕作会社やタバコ耕作農家などの相対請負も好ましくないことになる。したがって,この基本的問題の解決こそ重要な条件である。

いずれにしても請負耕作の今後の存立如何は,兼業化の推移と資本集約的農業の成否にかかわるものであって,企業的請負耕作会社として発展するか,また手伝い会社として使命をおえるかの岐路もこの点にある。

現時点におけるこの大川農事耕作会社は,「手伝い会社」としての域を出ていないといえ,またその意義を求めるならば,兼業化による農業生産力の低下を防いでいるといえる。

今後の発展のためには

1. 兼営事業の拡充強化

3. 裏作の集団請負

などを開拓してゆくことが必要である。